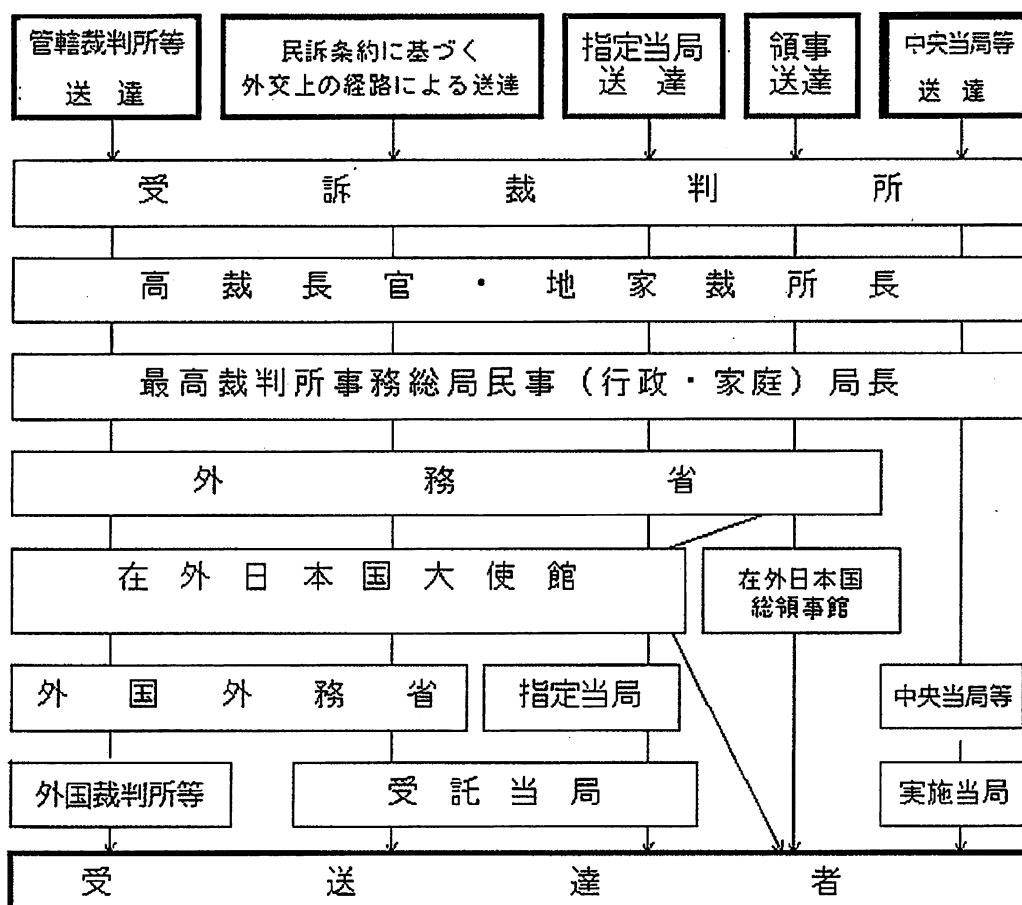


送達嘱託手続に関する関係書類の送付経路図



外国に在住する者に対して訴状等の文書を送達（又は送付）する方法としては、次のものがある。

- (1) 領事送達（外国に駐在する我が国の外交官又は領事官に嘱託して送達を行うもの）
- (2) 中央当局等送達（送達条約に基づき外国の中央当局等に対し要請して送達を行うもの）
- (3) 指定当局送達（民訴条約に基づき外国の指定当局に対し要請して送達を行うもの）
- (4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達（外国に駐在する我が國の大使から当該外国の外務省に要請して送達を行うもの）
- (5) 管轄裁判所等送達（外国の管轄裁判所その他の管轄官庁に嘱託して送達を行うもの）
- (6) 公示送達
- (7) 郵便による直送

上記(2), (3)及び(4)については、根拠となる条約の適用上いずれか1つの方法しか選択できないので、国別の嘱託手続では、(1)をAルート、(2)から(4)までをBルート、(5)をCルートとする。

- (1) 領事送達

ア 根拠

領事送達を行う根拠としては、次の3種類のものがある。

(7) 領事条約

我が国は、アメリカ合衆国及び英国と領事条約を締結しているが、領事条約では、領事官は、派遺国の裁判所のために、裁判上の文書を送達することができる旨が定められている（日米領事条約17条1項(e)号(i)、日英領事条約25条）。したがって、アメリカ合衆国又は英國に在住する者に対しては、日本人であると外国人であるとを問わず、また、送達すべき文書が民事又は商事に関する文書であるか否かを問わず、当該国に駐在する我が国の領事官に嘱託して送達をすることができる。

(4) 民訴条約、送達条約

民訴条約と送達条約では、各締約国は外国にいる者に対する直接の送達を自国の外交官又は領事官（以下「在外領事等」という。）に行わせる権能を有する旨を定めている（民訴条約6条1項3号、送達条約8条1項）。したがって、これらの条約の締約国に在住する者に対しては、当該国に駐在する我が国の在外領事等に嘱託して送達をすることができる。ただし、その国が、嘱託国の国民以外の者に対する領事送達を拒否しているときは、日本人に対してだけ領事送達をすることができる（民訴条約6条2項、送達条約8条2項）。

なお、上記の各条約に基づき送達することができる文書は、民事又は商事に関する文書に限られている（民訴条約1条1項、送達条約1条1項）。

（参考）日本は平成30年12月21日付で送達条約8条の拒否宣言をしている。

(ウ) 個別の応諾

国家間において条約等の合意がなくても、相手国が、我が国の在外領事等によるその国に在住する者に対する送達を応諾する場合には、当該国に在住する者に対し、当該国に駐在する我が国の在外領事等に嘱託して送達をすることができる。この場合、受送達者は日本人に限られることが多い。

イ 嘱託手続（通達第1の1(5)参照）

(7) 嘱託書の作成

在外領事等に宛てた送達の嘱託書（通達別紙様式第7、記載例I-2参照）を作成する。

(4) 訳文の添付

送達すべき文書には、受送達者が日本語を解することが明らかな場合を除き、送達すべき地の公用語又は受送達者が解する言語による訳文を添付する（特例規則2条2項、11条2項参照）。

訳文は、当事者が提出する文書については当事者に提出させるが（特例規則2条3項、11条3項）、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所が作成する文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）（通達第1の1(5)イ(4)、(ウ)）。

(ウ) 送達報告書用紙の作成（通達別紙様式第8、記載例I-3参照）

(イ) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁判所事務総局民事局長、行政局長又は家庭局長（以下「最高裁判民事局長等」という。）に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例I-1参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照。

(オ) 費用

送達実施等に要した費用は、原則として当事者に請求されない。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁判民事局長等から外務省を経由して、外国に駐在する我が国の大手、総領事又は領事に転達され、受送達者に送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A第1総論Q8参照）に問い合わせせる。

エ ルートの選択の目安

領事送達は、一般的には中央当局等送達や管轄裁判所等送達の方法より早く確実に送達できると言われており、また、受送達者が日本語を解することが明らかな場合は訳文の添付を要しない。しかし、受送達者が受領を拒んだときには送達をすることができないので、受送達者が受領を拒むおそれがある場合は他の方法による必要がある。

(2) 中央当局等送達

ア 根拠

送達条約により認められた送達方法であり、受送達者が在住する国が送達条約の締約国（以下(2)において「受託国」という。）である場合に行うことができる。中央当局等は、送達の要請を受理し、かつ、処理する責任を負う当局のことで、各締約国によって指定されている（送達条約2条1項、18条1項、「国の一覧表」参照）。

なお、送達することができる文書は民事又は商事に関する文書に限られる（送達条約1条1項）。

おって、中央当局等の最新情報を知りたい場合は、次のとおり、ハーグ国際私法会議（H C C H）のウェブサイトの内容を確認する。ただし、ウェブサイトは英文又は仏文である（以降、英語版を前提とした説明をする。）。

【確認方法】

- ① H C C Hのトップページを開く（URL：<https://www.hcch.net/en/home>）。
- ② トップページ上部の「INSTRUMENTS」にカーソルを合わせ、「Authorities (per Convention)」をクリックする。
- ③ 表示されたページ（「Authorities (per Convention)」）の、「Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters 14」をクリックする。
- ④ 表示されたページ（「Authorities」）から、確認をしたい送達条約締約国の「Central Authority & practical information」をクリックする。
- ⑤ 当該締約国の中核機関等の情報が表示される。

イ 嘱託手続（通達第1の1(2)参照）

(7) 要請書の作成

送達条約で定められている様式に従い、中央当局等に宛てた要請書（「文書の要領」を含む。送達条約3条1項）を作成する。要請書等は、統一用紙を用いて、受託国の言語、英語又はフランス語で作成する（記載例II-2、記載例II-3、記載例II-4参照）。

(i) 送達方法の選択

受託国が行う送達の方法としては、(a)受託国の国内法で定める方法、(b)要請者の希望する特別の方法、(c)任意交付の方法の3種類がある。

要請書には、これらのうちいずれの方法を希望するかを記載する。(a)の方法を希望すると、受託国の国内法が定めるところによって送達が行われる。(b)の方法を希望すると、要請者が希望する特別の方法によって送達が行われるが、特別の方法は受託国の法律に反しないものに限られる（送達条約5条1項(b)）。(c)の方法を希望すると、受送達者が任意に受領する場合にだけ送達が行われる。

(ii) 訳文の添付

(a) 又は(b)の方法の場合、受託国の中中央当局等の要請があったときは、送達すべき文書に受託国の公用語（「国の一覧表」参照）による訳文の添付が必要とされている（送達条約5条3項、特例規則11条1項、通達第1の1(2)イ）。ただし、訳文の添付を要請していない国はほとんどなく、また、要請をしているか不明な国に対して訳文を添付しないで囑託すると、送達の実施を拒否されたり、受送達者から受領拒絶されるおそれのある任意交付の方法でしか送達が実施されない可能性があるため、要請の有無にかかわらず、訳文を添付しておいた方が無難である。訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事送達の場合と同様である（特例規則11条3項、2条3項、(1)イ(イ)後段参照）。

これに対し、(c)の方法を選択した場合には、訳文の添付を要しない。

(I) 書留航空郵便切手の予納

最高裁民事局長等から中央当局等へ送付するための書留航空郵便料金に相当する額の郵便切手（Q & A第2各論（囑託編）Q 6参照）を送付依頼書に添付する。

(オ) 送付依頼

囑託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例II-1参照）を作成し、要請書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照

(カ) 費用

受託国において送達を実施するために要した費用は、原則として償還請求されないが、裁判所附属官（我が国でいえば執行官がこれに当たる。）等が関与した場合又は特別の方法を利用した場合には償還請求されることがある（送達条約12条）。

償還請求が予想される場合は、あらかじめ当事者に費用を予納させて保管しておき、その旨を送付依頼書に付記する（通達別紙様式第3参照）。送達後、償還請求があったときは、最高裁民事局長等からその旨を通知するので、保管金の中から外貨送金して支払い、送金手続が終了したときは、送金報告書を作成し、囑託をした裁判所の長から最高裁民事局長等にその旨を報告する（通達別紙様式第4、記載例V-3参照）。

アメリカ合衆国については、中央当局である司法省の送達事務を民間会社に外部委託しており、同社の介入により生じた費用（送達条約12条2項(a)）を事前に支払う必要があるので、囑託があった場合は、最高裁判所から囑託庁に送金手続をとるように連絡がある。

その他にも、受託国によっては、事前に送達費用の支払を求めている場合があり、この点について、「国の一覧表」を参照して確認する。

ウ 送付経路

要請書等は、最高裁民事局長等から受託国の中中央当局等に送付され、実施当局によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達囑託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A第1総論Q 8参照）に問い合わせせる。

エ ルートの選択の目安

中央当局等送達は、受送達者が日本人であると外国人であるとを問わず実施することができ、また、任意交付の方法による場合を除き、受送達者が受領を拒んでも送達の効力が認められる場合があるが、領事送達に比べ時間がかかることも多く、また、送達方法として任意交付以外の方法を希望した場合には受送達者が日本語を解するときでも一般に訳文の添付が求められる。したがって、中央当局等送達は、外国人に対し領事送達の方法によることができない場合、又は、受送達者が受領を拒むおそれがある場合に利用することが考えられる。

(3) 指定当局送達

ア 根拠

民訴条約による送達の原則的形態であるが、民訴条約及び送達条約の両条約締約国については送達条約が優先し、中央当局等送達によることになる（送達条約22条）、指定当局送達は、民

訴条約の締約国であって、送達条約に加入していない国（以下(3)及び(4)において「受託国」という。）に在住する受送達者に対して行うことになる。

なお、送達することができる文書は民事又は商事に関する文書に限られる（民訴条約1条1項）。

イ 嘴託手続（通達第1の1(1)参照）

(7) 依頼書の作成

我が國の在外領事等に宛てた受託国の指定当局に送達の要請をすべき旨の依頼書（通達別紙様式第1、記載例III-2参照）を作成する。なお、現在、指定当局送達によることができる国は、いずれの国も大使だけが領事業務を行っているので、宛先は全ての国について大使となる。

受送達者の住所、氏名、希望する送達方法等を記載するが、記載事項には、受託国の送達を行う当局（受託当局）が用いる言語を付記する。

(1) 送達方法の選択

受託国が行う送達の方法としては、中央当局等送達の場合と同様に3種類の方法があり（民訴条約2条、3条2項、(2)イ(1)参照），その中から希望する送達方法を選択する。

(2) 訳文の添付

送達方法として、受託国の国内法で定める方法又は受託国の国内法に反しない特別の方法を選択した場合は、送達すべき文書に受託当局が用いる言語又は両関係国間で合意する言語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する必要がある（民訴条約3条2項、特例規則2条1項）。訳文の提出及び作成並びに翻訳料の予納については、領事送達の場合と同様である（特例規則2条3項、(1)イ(1)後段参照）。

訳文には嘴託国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者による翻訳が正確である旨の証明（翻訳証明）を付す必要があるが（民訴条約3条3項），嘴託をする裁判所で翻訳証明を付ける必要はない。我が国では、外国にある我が国の大使館が翻訳証明をしている。

これに対し、任意交付の方法を選択した場合は、訳文の添付を要しない。

(3) 送付依頼

嘴託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例III-1参照）を作成し、大使宛ての依頼書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については「国の一覧表」参照

(4) 費用（通達第1の1(1)エ及びオ）

翻訳証明の費用の支払を要する。また、受託国において送達を実施するために要した費用は、原則として償還請求されないが、裁判所附属吏（我が国でいえば執行官がこれに当たる。）等が関与した場合又は特別の方法を利用した場合には償還請求されることがある（民訴条約7条）。

これらの費用の予納、保管及び支払手続は中央当局等送達の場合と同様である（(2)イ(カ)参照）。

ウ 送付経路

依頼書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の領事官に転達される。その後、領事官から受託国の指定当局に対して送達の要請が行われ、受託当局によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘴託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A 第1総論Q 8参照）に問い合わせせる。

エ ルートの選択の目安

中央当局等送達の場合と同様である（(2)エ参照）。

(4) 民訴条約に基づく外交上の経路による送達

民訴条約では、各締約国は、外交上の経路を通じて送達の要請がなされることを希望する旨を宣言することができ（同条約1条3項），この宣言をした国に対し民訴条約に基づいて送達の要請をする

場合には、外交上の経路によることになるが、その手続等は、次の2点を除いて、指定当局送達の場合と同様である。

ア 依頼書の作成（通達第1の1(1)アただし書）

我が国の大使に宛てた受託国の外務省に送達の要請をすべき旨の依頼書を作成する（通達別紙様式第2、記載例IV参照）。

イ 送付経路

依頼書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国に駐在する我が国の大使に転達される。その後、大使から受託国の外務省に対して送達の要請が行われ、受託当局によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A第1総論Q 8参照）に問い合わせせる。

(5) 管轄裁判所等送達

ア 根拠

管轄裁判所等送達を行う根拠としては、次の2種類のものがある。

(ア) 二国間共助取決め

我が国が受送達者の在住する国との間で司法共助の取決めを締結しているときは、その取決めに基づき当該国の管轄裁判所その他の管轄官庁（以下、「管轄官庁」という。）に嘱託して送達することができる。

(イ) 個別の応諾

二国間共助取決めがなくても、受送達者が在住する国が応諾するときは、当該国の管轄官庁に嘱託して送達することができる。

イ 嘱託手続（通達第1の1(4)参照）

(ア) 嘱託書の作成

相手国の管轄官庁に宛てた送達の嘱託書（通達別紙様式第6、記載例V-2参照）を作成する。

(イ) 訳文の添付

嘱託書及び送達すべき文書には、受送達者が日本語を解するか否かにかかわらず、相手国の求める言語（「国の一覧表」参照）による訳文を添付する（通達第1の1(4)イ(ア)）。

訳文は、当事者が提出する文書については当事者に提出させるが、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合又は裁判所の作成に係る文書については裁判所において翻訳人に依頼して訳文を作成する（その費用は当事者に予納させる。）（通達第1の1(4)イ(イ)、(ウ)）。

(ウ) 送付依頼

嘱託をする裁判所の長から最高裁民事局長等に宛てた送付依頼書（通達別紙様式第3、記載例V-1参照）を作成し、嘱託書等の送付を依頼する。

依頼の際、作成し添付すべき文書については、「国の一覧表」参照

(エ) 費用

相手国が送達を実施する上で要した費用を支払わなければならない。この費用の予納、保管及び支払の各手続は中央当局等送達の場合と同様である（(2)イ(カ)参照）。

ウ 送付経路

嘱託書等は、最高裁民事局長等から外務省を経由して外国にある我が国の大使館へ転達される。その後、大使館から相手国の外務省へ転達され、相手国の管轄官庁によって送達が実施される。

なお、最高裁判所から送達嘱託を発した日を知りたい場合は、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係（Q & A第1総論Q 8参照）に問い合わせせる。

(6) 公示送達

民事訴訟法110条は、一定の要件の下に、外国に在住する者に対して公示送達を行うことを認めている。同法110条1項4号の「外国の管轄官庁に囑託を発した日」を確認したい場合は、Q&A第2各論(囑託編)Q16を参照する。また、特例法は、送達条約の締約国において、訴訟手続を開始する文書又はこれに類する文書を送達すべき場合に、公示送達について特別規定を設けている(特例法28条)。

台湾や北朝鮮等国交のない国に在住する者に対して文書を送達するには、上記(1)ないし(5)の方法により送達することができないため、公示送達によらざるを得ない。なお、外国に在住する者に対して公示送達を行った場合は、民事訴訟規則46条2項後段により、公示送達があったことを受送達者に通知することができる(通知は、日本語による文書を普通郵便で送付することなどが考えられる。)。

外国においてすべき送達についての公示送達は、掲示を始めた日から6週間を経過することによって、その効力を生じる(民事訴訟法112条2項)。

(7) 郵便による直送

裁判所が外国に居住する者に対して直接に裁判上の文書を郵送することは、当該国の主権を侵害することになります。そのため、外国に居住する者に対して、裁判上の文書を送達する場合、前記(1)ないし(6)の方法によることになることは前述した(民事訴訟法108条、110条)。

同様の理由から、法律上送達を要しない文書のみを外国に居住する者に送付する場合についても、原則として前記(1)ないし(6)の方法(国際司法共助(外国送達)の手続)によることになる。ただし、例外的に、我が国と当該国との間の条約等によって認められるとき、又は当該国が送達条約締約国でかつ同10条(a)につき拒否宣言をしていないとき、若しくは当該国が民訴条約のみの締約国(※)で、かつ同6条1項1号につき拒否宣言をしていないときのいずれかであるときは、裁判所が当該国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送することができるとされている(郵便による直送)。

なお、「受取通知郵便」の制度を利用すれば、郵便物が名宛人に到着した事実及びその年月日の通知を受けることができる(国によって取扱いが可能か異なるため詳細は最寄りの郵便局に問い合わせること)。

おって、外国に送付する場合において、当該国の送達条約又は民訴条約締結の有無及び拒否宣言の有無については、下記のとおり、必ずHCCCHのウェブサイトの最新情報を確認すること。

※ 送達条約及び民訴条約両方の締約国については、送達条約が優先するため(送達条約22条)、

同条約10条(a)の拒否宣言の有無を確認することで足りる。

(参考) 日本は平成30年12月21日付けで送達条約10条(a)の拒否宣言をしている。

記

【送達条約】

- ① HCCCHのトップページを開く(URL:<https://www.hccch.net/en/home>)。
- ② トップページ上部の「INSTRUMENTS」にカーソルを合わせ、「Conventions, Protocols and Principles」をクリックする。
- ③ 表示されたページ(「Conventions, Protocols and Principles」)の、「Central and other Authorities」の項目の右側の欄に記載の
「14. Convention of 15 November 1965 on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters」をクリックする。
- ④ 表示されたページ(「Service Section」)の、「Central and other Authorities」の項目の右側の欄に記載の
「Table reflecting applicability」の部分をクリックする。
- ⑤ 表示されたページ(「TABLE REFLECTING APPLICABILITY OF ARTICLES…」)の一覧表中、
◇「Contracting States」の欄で、送達条約締約国が確認できる(アルファベット順に記載)。

◇「Art. 10(a)」の欄で、送達条約10条（a）の拒否宣言の有無が確認できる。

拒否宣言をしている場合：「opposition」

拒否宣言をしていない場合：「No opposition」

※参考・送達条約締約国でかつ同10条（a）につき拒否宣言していない国の例

（民訴条約締約国を含む。令和元年7月1日現在。）

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル国、イタリア共和国、英國、エストニア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、スウェーデン王国、スペイン、セーシェル共和国、パキスタン・イスラム共和国、バハマ国、バルバドス、フィンランド共和国、フランス共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボツワナ共和国、ポルトガル共和国、マラウイ共和国、ルクセンブルク大公国、ルーマニア

【民訴条約】 ※①②は送達条約と同じ。

①HCCNのトップページを開く（URL：<https://www.hccn.net/en/home>）。

②トップページ上部の「INSTRUMENTS」にカーソルを合わせ、「Conventions, Protocols and Principles」をクリックする。

③表示されたページ（「Conventions, Protocols and Principles」）の、

「2. Convention of 1 March 1954 on civil procedure」をクリックする。

④表示されたページ（「Full text」）の右欄にある、「Status table」をクリックする。

⑤表示されたページ（「Status table」）の一覧表中、

◇「Contracting Party」の欄で、民訴条約締約国が確認できる（アルファベット順に記載）。

※民訴条約締約国の同6条1項1号の拒否宣言の有無については、ウェブサイト上で明らかではないため、最高裁判所の国際司法共助事務の担当係に問い合わせせる。